

地方卸売市場 知多南部総合卸売市場業務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、知多南部卸売市場株式会社（以下「開設者」という。）が開設する地方卸売市場知多南部総合卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）に規定する事項及び施設の使用、監督、処分等について定め、市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資することを目的とする。

(市場の名称と位置)

第2条 市場の名称と位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 地方卸売市場知多南部総合卸売市場
- (2) 位置 半田市横山町200番地

(市場の取扱品目)

第3条 市場の取扱品目は、次に掲げる物品とする。

- (1) 野菜、果実及びこれらの加工品を主たる取扱品目とし、米を従たる取扱品目とする
- (2) 生鮮水産物及びその加工品

(開場の期日)

第4条 市場は、日曜日（12月27日から12月30日までの日曜日を除く。）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日から同月4日まで、及び12月31日（以下「休日」という。）を除き開場するものとする。

- 2 開設者は、前項の規定にかかわらず出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

(開場の時間)

第5条 市場の開場の時間は、午前6時から午後4時までとする。ただし、開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるときは、これを臨時に変更することができる。

(販売開始時刻)

第6条 卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は取扱品目の部類ご

とに前条の開場の時間の範囲内で別に定める。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の承認)

第7条 市場の卸売業者として、卸売業務を行おうとする者は、別の定めるところにより開設者の承認を受けなければならない。

(卸売業者の数)

第8条 卸売業者の数は、次に掲げるとおりとする。

野菜、果実及びこれらの加工品、米
生鮮水産物及びその加工品 } 1社

(保証金の預託)

第9条 卸売業者は、開設者から第7条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内に保証金を開設者に預託しなければならない。

2 卸売業者は保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第10条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、4,000万円以下の金額の範囲内で別に定める。

(保証金の追加預託)

第11条 保証金について差押え、仮差押え又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押えがあったとき、預託すべき保証金の額が増額されたとき、その他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、開設者の指定する期間内に処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

(保証金の充当)

第12条 開設者は、卸売業者が使用料その他市場に関して開設者に納付すべき金額の納付を怠ったときは、保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第13条 開設者は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

2 前項の保証金には利息をつけないものとする。

(卸売業者の承認の取消)

第14条 開設者は、卸売業者がその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取消することができる。

2 開設者は、卸売業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取消することができる。

- (1) 正当な理由がないのに、第7条第1項の承認の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに、第7条第1項の承認の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由がないのに、第57条に規定する市場施設の賃貸借契約を締結しないとき、又は市場施設の使用誓約書を提出しないとき。
- (4) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- (5) 正当な理由がないのにその業務を適確に遂行しないとき。

(卸売業者の営業の譲渡し及び譲受け並びに合併)

第15条 卸売業者が営業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて開設者の承認を受けたときは、譲受人は卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）において、当該合併について開設者の承認を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の承認を受けようとする者は、別に定めるところにより開設者に申請しなければならない。

(名称変更等の届出)

第16条 卸売業者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し又は再開したとき。
- (2) 商号又は住所を変更したとき。
- (3) 定款又は規約、資本又は出資の額及び役員を変更したとき。
- (4) 卸売の業務を廃止したとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(事業報告書の作成と閲覧)

第17条 卸売業者は卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52条。以下「法施行規則」という。)第21条第1項で定めるところにより、事業報告書を作成し、開設者に提出するとともに、貸借対照表及び損益計算書について閲覧の申し出があった場合には、法施行規則第21条第4項で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の承認)

第18条 市場の仲卸業者として、仲卸の業務(開設者が市場内に設置する店舗において卸売市場で卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし、又は調整して販売する業務をいう。)を行おうとする者は、別に定めるところにより開設者の承認を受けなければならない。

(保証金)

第19条 仲卸業者は、開設者から前条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内に保証金を開設者に預託しなければならない。

- 2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。
- 3 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、1,000万円以下の金額の範囲内で別に定める。
- 4 第11条から第13条までの規定は、第1項の保証金について準用する。

(仲卸業者の承認の取消)

第20条 開設者は、仲卸業者がその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取消することができる。

- 2 開設者は、仲卸業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取消することができる。
 - (1) 正当な理由がないのに、第18条第1項の承認の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。
 - (2) 正当な理由がないのに、第18条第1項の承認の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
 - (3) 正当な理由がないのに、第57条に規定する市場施設の賃貸借契約を締結しないとき、又は市場施設の使用誓約書を提出しないとき。
 - (4) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(5) 正当な理由がないのにその業務を適確に遂行しないとき。

(仲卸業者の営業の譲渡し及び譲受け並びに合併)

第21条 仲卸業者が営業（市場における仲卸の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて開設者の承認を受けたときは、譲受人は仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人の合併の場合（仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。）において、当該合併について開設者の承認を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は仲卸業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の承認を受けようとする者は、別に定めるところにより開設者に申請しなければならない。

(名称変更等の届出)

第22条 仲卸業者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(1) 仲卸の業務を開始し、休止し又は再開したとき。

(2) 商号又は住所を変更したとき。

(3) 定款又は規約、資本又は出資の額及び役員を変更したとき。

(4) 仲卸の業務を廃止したとき。

2 仲卸業者が解散したときは、当該仲卸業者の清算人は遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(報告書の提出)

第23条 仲卸業者は、毎月の売上高報告を別に定めるところにより開設者に提出しなければならない。

2 仲卸業者は、決算報告書を開設者に提出しなければならない。

第3節 売買参加者

(売買参加者の届出)

第24条 卸売業者は、市場において卸売を受ける者（以下「売買参加者」という。）について、別に定めるところにより開設者に届け出なくてはならない。

(名称変更等の届出)

第25条 卸売業者は、売買参加者が次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称、商号又は住所を変更したとき。
- (2) 法人である場合にあっては、代表者を変更したとき。
- (3) 転業又は廃業し、あるいは長期間休業したとき。
- (4) 卸売業者から正当な理由がなく卸売を受けることがなくなったとき。

第4節 関連事業者

(関連事業者の承認)

第26条 開設者は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者その他市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗、その他の施設において業務を営むことを承認することができる。

- (1) 食料品等の販売業務を行う者、市場の取扱品目等の加工、保管貯蔵、運搬等を行う者その他市場の機能の充実に資する業務を営む者。
- (2) 飲食店営業、金融業、その他市場の利用者に便益を提供する業務を営む者。

2 前項の承認を受けて市場内において営業しようとする者は、別に定めるところにより開設者に申請しなければならない。

(承認の取消し)

第27条 開設者は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）の承認を受けた者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取消すものとする。

2 開設者は、前条第1項第2号に規定する業務（以下「第2種関連事業」という。）の承認を受けた者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取消すものとする。

(保証金)

第28条 関連事業者は、第26条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内に保証金を開設者に預託しなければならない。

2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

3 関連事業者の預託すべき保証金の額は、1小間1,000万円の額の範囲内で別に定める。

4 第11条から第13条までの規定は、第1項の保証金について準用する。

(準用)

第29条 第20条から第23条までの規定は、関連事業者について準用する。この場合

において、同項中「仲卸業者」とあるのは「関連事業者」と、「仲卸の業務」とあるのは「関連事業」と読替えるものとする。

第3章 卸売市場の業務の方法

第1節 開設者の業務の方法

(差別的取扱いの禁止)

第30条 開設者は、市場の業務の運営に関し、取扱参加者（法第4条第4項2の規定による卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の結果等の公表)

第31条 開設者は、市場において取り扱う生鮮食料品等について、法施行規則第18条により、主要な品目の卸売数量及び価格その他の事項をインターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならない。

(売買取引の制限)

第32条 開設者は、取引参加者の売買取引について不正又は不当な行為があると認めるとき、当該売買を差し止めることができる。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第33条 開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を指示することができる。

第2節 売買取引及び決済の遵守事項

(売買取引の原則)

第34条 取引参加者は、市場における売買取引を公正かつ効率的に行わなくてはならない。

(差別的取扱いの禁止)

第35条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者その他の売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の方法)

第36条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分

に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

- (1) 別表第1に掲げる物品 せり売り
- (2) 別表第2に掲げる物品 相対取引
- (3) 別表第1又は別表第2に掲げる以外の物品 せり売り又は相対取引

2 卸売業者は、前項第1号及び第3号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であってせり売りにより卸売をすることが著しく不相当であるときは、相対取引の方法によることができる。

- (1) 災害が発生した場合。
- (2) 入荷が遅延した場合。
- (3) 卸売の相手方が少数である場合。
- (4) せり売りによる卸売により生じた残品の卸売をする場合。
- (5) 卸売業者と売買参加者との間において、あらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合。
- (6) やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合。

3 卸売業者は、第1項第2号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であって相対取引により卸売をすることが著しく不相当であるときは、せり売りの方法によることができる。

- (1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合。
- (2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合。

4 卸売業者は、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、別に定めるところにより、当該品目名及び販売方法を卸売場内の見やすい場所に掲示して、関係者に十分周知しなければならない。

(売買取引条件の公表)

第37条 卸売業者は、法施行規則第20条で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(仕切及び送金)

第38条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは委託者に対して、その卸売をした日から30日以内に売買仕切書及び売買仕切金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、買付集荷した物品の卸売をしたときは買付者に対して、その買付をした

日から30日以内に買付仕切書及び買付仕切金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を送付しなければならない。ただし、買付仕切書又は買付仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。

3 卸売業者は、売買仕切書及び買付仕切書には当該卸売をした物品の品目、等級、価格（消費税に相当する金額を除く。以下本項において同じ。）、消費税に相当する金額及び数量（委託者の責めに帰すべき理由により第43条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該物品に係る品目、等級、価格、消費税に相当する金額及び数量）を正確に記載しなければならない。

4 売買仕切金及び買付仕切金の送付は、現金、小切手、手形、口座振込、口座振替のいずれかの方法によるものとする。

（委託手数料の率の届け出）

第39条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から収受する委託手数料の率を定めるときは、別に定めるところにより、あらかじめその内容を開設者に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も同様とする。

2 委託手数料の率の対象その他必要な事項は、別に定めるものとする。

3 開設者は、第1項の届出を行う卸売業者から、委託手数料の率が経営に与える影響その他必要な事項について報告もしくは資料の提出を求めることができる。

4 卸売業者は、第1項の委託手数料の率を、卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

（売買仕切金の前渡し等）

第40条 卸売業者は、出荷者に対し売買仕切金（消費税額及び地方消費税額を除く。以下本条において同じ。）を前渡ししようとするとき、売買仕切金の支払を担保する保証金を差入れしようとするとき、又は出荷者を誘引するために資金を貸し付けようとするときは、別に定めるところにより、開設者に届け出なければならない。

（出荷奨励金の交付）

第41条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷奨励金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を交付したときは、開設者に届け出なくてはならない。

（買受代金の支払期日及び支払方法）

第42条 売買参加者は、卸売業者から買受けた物品の買受代金（買受けた額にその消費税額を含む額とする。）を、7日以内に現金及び口座振込により支払わなければならない。

い。ただし、卸売業者と締結した支払契約に定めた支払方法及び支払期日がある場合はこの限りではない。

2 仲卸業者から物品を買い受ける者は、当該買受代金の早期の支払いに努めなければならない。

(卸売代金の変更の禁止)

第43条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、別に定めるところにより、開設者の指定する検査員が正当な理由があると確認をしたときは、この限りでない。

(完納奨励金の交付)

第44条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、売買参加者に対して完納奨励金（消費税額及び地方消費税額を含む。）を交付することができる。

2 完納奨励金の交付は、卸売業者の財務の健全性を損ない、卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するものであってならない。

(売買取引の結果等の公表)

第45条 卸売業者は、法施行規則第22条で定めるところにより、取扱品目に属する生鮮食料品等に関する事項について、開設者が別に定める時までインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第3節 その他の遵守事項

(受託拒否の禁止)

第46条 卸売業者は、その承認に係る取扱品目について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受を拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第47条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合であって、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 入荷量が著しく多いか又は出荷された物品が仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため、残品が生ずるおそれがある場合
- (2) 売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合
- (3) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ

締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の売買参加者（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。）に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしている場合

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（一月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 当該契約に基づく卸売を行うことについて、売買参加者その他利害関係者の意見を聴かなければならない。

(4) 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約（卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（一月以上一年未満のものに限る。）が定められているものに限る。）に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合

2 前項ただし書の規定による物品の卸売をしたときは、別に定めるところにより次に掲げる事項を記載して開設者に届け出なければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称

(2) 仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をしようとする物品の品目、産地、数量及び出荷者並びに卸売の相手方

(3) 仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をしなければならない理由

(4) 前項第3号及び第4号にあつては、条件を満たすことを示す書面

（市場外にある物品の卸売の禁止）

第48条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、開設者が指定する場所にある物品については、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による指定を受けようとする卸売業者は、別に定めるところにより申出書を開設者に提出しなければならない。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第49条 卸売業者（その役員及び使用人）は、第7条第1項の承認を受け卸売の業務を行う市場において、その承認に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として物品を買受けてはならない。

(仲卸業者の業務の規制)

第50条 仲卸業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に規定する行為について次項の規定により承認を受けたときは、この限りでない。

(1) 第18条第1項の承認（以下この条において「その承認」という。）に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について、販売の委託の引き受けをすること。

(2) その承認に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売すること。

2 仲卸業者は、その承認に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であって市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合において、別に定めるところにより開設者の承認を受けなければならない。

3 仲卸業者は、前項の承認を受けようとするときは、別に定めるところにより承認申請書を開設者に提出しなければならない。

4 開設者は、第2項の承認にあたっては、当該生鮮食料品等に関する取引の状況市場の卸売業者から買い入れることが困難な事情等を調査のうえ決定するものとする。

5 第2項の承認を受けた仲卸業者は、同項の承認に係る生鮮食料品等の販売のすべてを終えたときは、その旨を開設者に届け出なければならない。

(せり人の届け出)

第51条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、別に定めるところにより、当該卸売業者がせり人として開設者に届け出た者でなければならない。

2 せり人は卸売のせりに従事するときは、開設者から貸与されたせり人章を着用しなくてはならない。

(販売前における受託物品の検収)

第52条 卸売業者は、市場内で卸売をするための受託物品の受領に当っては、検収を確実に行い、受託物品の種類、数量、等級又は品質等について異状を認めるときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に附記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立会っていて、その了承を得られたときは、この限りではない。

(卸売物品の売買参加者の明示及び引取り)

第53条 卸売業者は、市場内で卸売をした物品について、その物品を買受けた売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。

2 売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引取らなければならない。

3 卸売業者は、売買参加者が引取りを怠ったと認められるときは、売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告しないで他の者に卸売することができる。

4 卸売業者は、前項後段の規定により催告しないで、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格が前号の売買参加者に対する卸売価格より低いときはその差額をその売買参加者に請求することができる。

(物品の品質管理の方法)

第54条 卸売業者、仲卸業者その他市場関係業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品衛生に関する法令に即して、卸売市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。

(品質管理の講習)

第55条 開設者は、市場関係事業者を対象とする品質管理の高度化を図るための講習会等を定期的に開催し、食品衛生思想の普及と向上を図らなくてはならない。

第4章 市場施設の使用

(施設の使用指定等)

第56条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地、建物、その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間、その他の使用条件は、開設者が指定する。

2 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。

3 前項の許可を受けた者（一時使用の許可を受けた者を除く。）は許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を開設者に預託しなければならない。

4 前項の保証金の額は1小間1,000万円の額の範囲内で別に定める。

5 第11条から第13条までの規定は、第3項の保証金について準用する。

(賃貸借契約の締結等)

第57条 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は別に定めるところにより遅滞なく開設者と市場施設の賃貸借契約を締結しなけ

ればならない。ただし、開設者は一時使用その他必要がないと認めるときは、使用者は別に定めるところにより、市場施設の使用誓約書を提出しなければならない。

2 この業務規程に定めるもののほか、市場施設の使用に係る賃貸借について必要な事項は、市場施設の賃貸借契約書の定めるところによる。

(用途変更、転貸等の禁止)

第58条 使用者は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部又は一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、開設者の承認を受けた場合はこの限りでない。

(原状変更の禁止)

第59条 使用者は、開設者の承認を受けずに、市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、開設者の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 使用者が開設者の承認を受けて市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、使用者は、開設者の指示に従い返還の際、原状に回復し、又はこれに代わる費用を弁償しなければならない。

(返還)

第60条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務承認の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は開設者の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、開設者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第61条 開設者は、市場施設について業務の指導、災害の予防、その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し使用の指定若しくは許可の全部若しくは一部を取消し、又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置を指示することができる。

(補修弁償)

第62条 故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者は、その補修をし、又はこれに代わる費用を弁償しなければならない。

(使用料等)

第63条 市場使用料(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)は、月単位で徴収するものとし、その額は別表第3の金額の範囲内において別に定める。

2 市場において使用する電気、水道、ガス等の費用で開設者の指定するものは使用者の負担とする。

3 使用者は、その使用の有無にかかわらず使用料を支払わなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、使用料等について必要な事項は別に定める。

(使用料の減免)

第64条 開設者は、次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により市場施設を使用できないとき。
- (2) 使用者が国又は公共団体であるとき。
- (3) その他開設者が特別な理由があると認めるとき。

第5章 監督

(報告及び検査)

第65条 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を指導するため必要があると認めるときは、出荷者も含めた取引参加者に対し、その業務に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に取引参加者の事務所、その他業務を行う場所に立ち入り、その業務状況、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(改善措置)

第66条 開設者は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し当該卸売業者の業務若しくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を指示し、又は当該卸売業者が支配関係を持っている法人の業務若しくは会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者又は関連事業者に対し、当該業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を指示することができる。

(業務の停止等)

第67条 開設者は、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者がこの業務規程又はこれに基づく処分に違反した場合は、6月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を指示することができる。

2 卸売業者、仲卸業者、関連事業者について、法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業員がその法人の業務に関し、この業務規程又はこれに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、関連事業者に対しても前項の規定を適用する。

第6章 雑則

(無許可営業の禁止)

第68条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの承認を受けた業務を行う場合及び開設者が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 開設者は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を指示することができる。

(市場への出入等に対する指示)

第69条 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、開設者の指示に従わなければならない。

2 開設者は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第70条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 開設者は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(清潔の保持等)

第71条 使用者は、常に市場施設を清掃し、その清潔な環境の保持に努めなければならない。

2 市場へ入場する者は、再生して利用するための施設に搬入する発泡スチロール、ダンボールを除くゴミその他の廃棄物を市場に持ち込んで서는ならない。

3 開設者は、市場の清潔な環境の保持を図るため必要があると認めるときは、使用者に対し必要な措置を指示することができる。

(事業活動に伴う自然環境への負荷低減)

第72条 開設者及び市場関係事業者は、市場内の事業活動に伴う排出ガスの抑制等を進め、自然環境への負荷低減に努めなくてはならない。

(許可等の制限又は条件)

第73条 この業務規程による許可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

(委任)

第74条 この業務規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この業務規程は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則

この業務規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この業務規程は、平成5年2月9日から施行する。

附 則

この業務規程は、平成7年7月21日から施行する。

附 則

この業務規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この業務規程は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この業務規程は、平成16年8月25日から施行する。

附 則

この業務規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この業務規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この業務規程は、平成18年9月1日から施行し、平成18年5月1日より適用する。

附 則

この業務規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この業務規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この業務規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この業務規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この業務規程は、令和2年6月21日から施行する。

別表第1

生鮮食料品等	備 考
個選又は個人出荷に係る生鮮食料品等で、次に掲げる以外のもの 1 かんしょ、ばれいしょ、かぼちゃ、にんじん、ごぼう、さといも、やまいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ並びに野菜の加工品 2 くわい、ゆりね、ぼうふう、はなまるきゅうり、山菜類、香辛野菜、つまもの野菜、その他その品目、又は品質が特殊であるため、通常一般消費者の日常生活において食用に供されることが少なく、飲食店の営業用、漬物の原料用等の加工用等に限られた特殊な用途に供される野菜 3 かんきつ類、りんご、かき、くり、バナナ、パイナップル、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品 4 ゆず類、だいたい、うめ、ぎんなん、その他の品目、又は品質が特殊であるため、通常一般消費者の日常生活において食用に供されることが少なく、飲食店の営業用、漬物の原料用等の加工用等に限られた特殊な用途に供される果実 5 冷凍水産物（市場で解凍して卸売するものを除く。）及び生鮮水産物の加工品（湯煮、又は焼干したものを除く。） 6 淡水魚類、ふぐ、貝類（かき類を除く。）、いせえび、ざりがに類、しゃこ類、あみ類、うに類、なまこ類、さめ類、冷凍鯨肉、その他その品目が特殊であるため、通常一般消費者の日常生活において食用に供されることが少なく、飲食店の営業用、練製品の原料用等の加工用等に限られた特殊な用途に供される水産物 7 前記以外の加工食料品	

別表第2

生鮮食料品等	備 考
該当なし	

別表第3

種 別	金 額	
卸売施設	卸売金額につきその額の1,000分の4.0に相当する額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額 2,000円	
買荷保管積込所	1平方メートルにつき月額 1,000円	
冷蔵庫	月額 300,000円	
業者事務所等	1平方メートルにつき月額 2,000円	
仲卸施設	1平方メートルにつき月額 3,000円	
加工施設	1平方メートルにつき月額 2,000円	
加工処理施設用地	月額 80,000円	
関 連 店 舗	第1種	1平方メートルにつき月額 3,000円
	第2種	1平方メートルにつき月額 2,000円
銀行詰所	月額 100,000円	

注 加工処理施設用地以外は、表の金額に消費税額及び地方消費税額を加える